

長野県犯罪被害者等支援条例（仮称）の骨子案に対するご意見と県の考え方

県民文化部人権・男女共同参画課

- 意見募集期間 令和3年11月19日～令和3年12月18日（30日間）
- 意見の総数 139件 29人

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方
1～4	01 目的	「被害の回復及び軽減」とされているが、犯罪被害者等の支援においては早期回復が求められるため、「被害の早期回復及び軽減」とする。	いただいたご意見を尊重して、「被害の早期の回復及び軽減」とする方向で検討していきます。
5～7	01 目的	「社会の実現に寄与する。」を「地域社会の実現に寄与する。」とする。	この条例は、国や他の地方公共団体等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等基本法の前文にある「誰もが安心して暮らせる社会の実現」を目指すものと考えております。
8	02 定義	定義に「関係機関・団体等」を追加する。	「定義」は条例の主要な用語について定義するものと認識しております。この条例において「関係機関・団体等」の用語は使用していないため定義は不要と考えます。
9	02 定義	定義に「県民等」を追加する。	「定義」は条例の主要な用語について定義するものと認識しております。この条例において「県民等」の用語は使用していないため定義は不要と考えます。
10	02 定義	定義に「事業者：県内において事業活動を行う者及びその団体をいう。」を追加する。	「定義」は条例の主要な用語について定義するものと認識しております。この条例における「事業者」につきましては、広く一般的に用いられる用語であることから定義は不要と考えます。
11～12	02 定義	犯罪被害者等の記述を『犯罪被害者等（犯罪（殺人、強制性交、傷害、強盗、DV、ストーカー行為、交通犯罪、虐待、監禁、誘拐、詐欺など）および、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（いじめ、ハラスメント、ちかん、盗撮など）によって害を被った者、および、その家族または遺族をいう。（過失罪を含む））』に変更する。	この条例における「犯罪被害者等」は、犯罪被害者等基本法と同様の規定として います。 なお「犯罪等」についても同様です。
13	02 定義	「受けた被害を回復し」を「受けた被害を早期に回復し」とする。	いただいたご意見を尊重して、「受けた被害を早期に回復し」とする方向で検討していきます。
14	02 定義	「二次被害」に、「プライバシーの侵害」の概念は含まれているか。	「二次被害」には、「プライバシーの侵害」の被害を含むものと考えており ます。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方
15	02 定義	「再被害」には、直接的な被害だけでなく、間接的な精神的被害も含むことを前提として欲しい。	「再被害」には、直接的な被害だけでなく、間接的な精神的被害も含むものと考えております。
16	02 定義	犯罪被害者等当事者団体は、定義(6)の「民間支援団体」や、基本理念(4)の「民間支援団体」に含まれるのか。	「民間支援団体」の定義として、「犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体」と記載していますが、犯罪被害者等当事者団体が犯罪被害者等の支援を行っている場合には、「民間支援団体」に含まれると考えております。
17～19	03 基本理念	犯罪被害者等基本法にならい「保障される権利が尊重される」を「保障される権利を有する」とする。	犯罪被害者等基本法の基本理念では、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」とされています。 この条例では、犯罪被害者等基本法の規定を踏まえ、「権利を有する」ことは前提とした上で、「権利が尊重される」としております。
20～21	03 基本理念	「犯罪被害者等にとって利用しやすいものでなければならない。」を追加する。	基本理念(2)では「犯罪被害者等支援は、被害又は二次被害の有無等の状況及び原因や、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。」としており、個々の事情に応じて支援を行うこととしているため、ご指摘の趣旨も含むものと考えております。
22	03 基本理念	相互の連携協力が難しい場合でも支援を行う必要があるため、表現を変えてほしい。	この規定は個々の支援を前提としつつ、相互の連携協力の重要性に鑑みて定めるものです。 いただいたご意見については、条文検討の際の参考とさせていただきます。
23	03 基本理念	「犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく継続的に提供されることを旨として推進されなければならない。」と変更する。	犯罪被害者の心身の状況の変化に応じた支援については、(2)として「犯罪被害者支援は、被害又は二次被害の有無等の状況及び原因や、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。」としております。 また、途切れることなく継続的に提供されることについては、(3)として「犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公正に途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。」としております。 そのため、ご指摘の趣旨も含むものと考えております。
24～26	04 県の責務	県の施策を策定する責務を明らかにするため、「施策を総合的かつ計画的に実施する。」を「施策を総合的に策定し及び実施する責務を有すること。」に変更する。	いただいたご意見を尊重して、「施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施」とする方向で検討していきます。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方
27	04 県の責務	「4 県の責務(2)」において、市町村が施策を策定するとする文言があるが、施策策定の責務は県にあり、連携等を市町村に働きかけるとする方が適切ではないか。	犯罪被害者等基本法では、「地方公共団体の責務」として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められており、県だけでなく、市町村にも施策策定の責務があると考えます。
28	04 県の責務	県にコーディネーターを配置し、「支援全体をコーディネート」という文言を明記する。	条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討していきます。 いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。
29	05 県民の責務	「県民は基本理念に則り、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深めプライバシー及び生活の平穏を害する等により二次被害を与えることがないよう努めるとともに、犯罪被害者等を孤立されることがないようにしなければならない。」と変更する。	犯罪被害者等の個人としての尊厳を重んじることや、犯罪被害者等を社会で孤立させないようにすることについては、「犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性」に含まれると考えております。
30	05 県民の責務 06 事業者の責務 07 民間支援団体の責務	「県民の責務」、「事業者の責務」、「民間支援団体の責務」について、努力義務なのであれば、「責務」ではなく「役割」とした方が適切ではないか。	いただいたご意見を尊重して、「県民の役割」「事業者の役割」「民間支援団体の役割」とする方向で検討していきます。
31	06 事業者の責務	被害者に二次被害を与える恐れのある事業活動を行う事業者と被害者を雇用する事業者とを分けて説明した点は良いと思う。	いただいたご意見については、条文検討の際の参考とさせていただきます。
32	06 事業者の責務	(1)の文の最初に「事業者は基本理念に則り、犯罪被害者等の尊厳、」を追加する。	犯罪被害者等の個人としての尊厳を重んじることについては、「犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性」に含まれると考えております。
33~35	06 事業者の責務	より具体的に明記することで必要性について理解を深めようため、次のとおり変更する。 「(2)犯罪被害者等である従業員の就労及び勤務に十分配慮するよう努めるとともに、犯罪被害者等が安心して暮らすために必要な各種の手続き並びに刑事司法及び民事司法への参加等について必要な支援を行うよう努めるものとする。」	いただいたご意見を尊重して、「十分配慮し、必要な支援を行う」を追加する方向で検討していきます。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方
36	II 基本的施策	「情報の提供や助言、その他必要な支援を行う。」との文言が多くみられるが、お題目に終わらないようにしてほしい。	いただいたご意見については施策検討の際の参考とさせていただきます。
37	II 基本的施策	犯罪被害者等の認定方法や認定時期について、また認定までに所要の時間を要すると思うが、認定されるまでの間は、どのような対応や支援を実施予定か。	この条例では、犯罪被害者等を「認定」することは予定しておりません。 なお、「犯罪等」の範囲については、幅広く捉えますが、具体的施策の策定及び実施にあたっては、その内容等を勘案し、対象となる範囲が規定されるものと考えます。
38～42	II 基本的施策	県に専門職の職員を配置することは、市町村への支援を行う上でも有効であるため、「県はこの条例に定める支援を総合的に実施するための窓口を設置し、専門職の職員を配置する。」を追加する。	条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討していきます。 いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。
43	II 基本的施策	犯罪被害者等から相談を受け、様々な手続きや相談可能な窓口の案内、受けられる支援の内容や支援機関の案内などをする総合支援窓口の設置予定とその考え方についてご教示ください。	具体的な施策は、別途検討することとしております。
44～47	II 基本的施策	マスコミ対応等のため、被害者に公費で代理人を立ててほしい。	いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。
48～49	II 基本的施策	「弁護士による相談体制の充実」について次のように条文に定める。 「県は二次被害を防止し、及び犯罪被害者等が犯罪被害に起因して直面している法律問題の円滑な解決を図るため、犯罪被害者等支援に精通している弁護士等による相談体制の充実その他の必要な施策を講ずる。」	いただいたご意見を尊重して、「弁護士の助言を受ける機会を確保」と追記する方向で検討していきます。
50	08 相談及び情報の提供等	小さな市町村が専門職員の相談員を配置するのは困難と思われるため、県の専門職員が適切に関与することが必要。	いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。
51	08 相談及び情報の提供等	効果的な被害者等支援を行うには、県に対人援助の専門職員を配置し、各機関との連携・調整や、市町村が行う支援に対して情報の提供や助言等を行うコーディネート機能を県が持たなければならない。	いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。
52	08 相談及び情報の提供等	条文の最後に「支援に関する総合的な調整を行う。」を追加する。	いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方
53	08 相談及び情報の提供等	犯罪被害者等が望む支援を選択ができるよう、支援策が容易にわかるような仕組みづくりをしてほしい。	いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。
54	08 相談及び情報の提供等	まずは被害者の必要としていることをしっかりと聞いて、要望に応えるようにしてほしい。	いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。
55～56	09 心身に受けた影響からの回復	安心して適切な医療を受けられるよう、「医療相談、医療従事者の紹介、受診料負担の軽減」と具体的に明記する。	条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討していきます。 いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。
57	09 心身に受けた影響からの回復	「保健医療サービス及び福祉サービス」とは、具体的にどのようなサービスを想定しているか。また、実施の際の費用は県の負担か。	「保健医療サービス」では、医療費に係る情報の提供のほか、相談、医療機関の紹介、臨床心理士等によるカウンセリングの実施等を、「福祉サービス」では、医療費の助成制度、生活保護、自立（生活）支援等を想定しています。 なお、市町村が所管している施策も多くあることから、市町村との適切な連携のもと、事件発生直後から必要なサービスを提供できるよう取り組んでいくことを想定しています。
58～60	10 日常生活の支援	「他の地方公共団体及び関係機関・団体等と連携し、病院等への付き添い、送迎、家事、育児、介護」と支援の内容を具体的に明記する。	条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討していきます。 いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。
61	10 日常生活の支援	日常生活支援について、県としての具体的な支援策は何か。	施策については、別途検討していきます。
62	10 日常生活の支援	日常生活支援が難しい市町村においても犯罪被害者等へ支援が行き届くよう、県において具体的支援策を講じていただきたい。	いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。
63	11 安全の確保	骨子案には記述がないが、再被害や二次被害の防止のためには、警察との連携や協力が欠かせない。	「県」には「県警」を含むものと考えます。
64	12 居住の安定	公営住宅の場合、義務化されている自治会や地元自治会等への加入は被害者の状況等に応じて免除をしてほしい。	いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。
65	12 居住の安定	公営住宅への迅速な優先入居ができるようにしてほしい。	いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。
66	12 居住の安定	複数台の自動車を所有していても、公営住宅は1台分の駐車場しか用意されていない。被害前に近い生活環境を用意されたい。	いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方
67	12 居住の安定	公営住宅から公営住宅への転居を認める特化条例を謳ってほしい。	いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。
68	12 居住の安定	市町村の域を超えて住居の確保が必要となる場合に、県には広域的な調整をお願いしたい。	いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。
69	12 居住の安定	初期段階では、一時避難先の用意をしてほしい。	いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。
70	12 居住の安定	慣れた場所で知り合いに励まされながら立ち直ってもらうために地元で避難場所を用意してほしい。	いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。
71～72	12 居住の安定	県営住宅だけではなく、市町村も含めた公営住宅の提供とし、空き家等民間業者も含めた住宅支援をしてほしい。	いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。
73	13 雇用の安定	県内事業所に共通して一貫した啓発を、県において実施してほしい。	いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。
74～75	14 経済的負担の軽減	薬代、入院費、通院交通費への支援をしてもらいたい。	いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。
76～80	14 経済的負担の軽減	見舞金制度を設けてほしい。	いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。 なお、条例には、いただいたご意見を尊重して、「給付金の支給に努める」と追記する方向で検討していきます。
81～85	14 経済的負担の軽減	見舞金制度を設け、市町村と併給できるようにしてほしい。	いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。 なお、条例には、いただいたご意見を尊重して、「給付金の支給に努める」と追記する方向で検討していきます。
86～87	14 経済的負担の軽減	見舞金制度及び貸付金制度を設けてほしい。	いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。 なお、条例には、いただいたご意見を尊重して、「給付金の支給に努める」と追記する方向で検討していきます。
88	14 経済的負担の軽減	犯罪被害者等は、あらゆる面において、経済的な困難も生じ、早期の支援が求められるため、「支援金」の支給が必要。文言としても「見舞金」よりも「支援金」とするほうが適切。	いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。
89～91	14 経済的負担の軽減	住宅ローンの立替制度や返済猶予制度を設けてほしい。	いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。
92～93	14 経済的負担の軽減	引っ越し費用を支援してほしい。	いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。
94	14 経済的負担の軽減	税金納付猶予の後、延滞金や督促料は免除してほしい。	いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。
95	14 経済的負担の軽減	犯罪被害により納めることができなかった国民年金保険料を追納する際には、前納割引を適用してほしい。	いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方
96	14 経済的負担の軽減	勝訴しても支払われない民事の賠償金	いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。
97～98	16 刑事に関する手続き及びその進捗状況に関する情報の提供	「県は、犯罪被害者がその被害に係る刑事に関する手続きに適切に関与することができるようにするため、他の地方公共団体、関係機関・団体等と連携し、犯罪被害者等が警察及び検察等に被害を申告し、公判に参加し、証言し又は傍聴するために必要とする情報の提供及び付き添い等必要な施策を行う。」とより具体的に変更する。	条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性を規定することとしており、具体的な施策は別途検討していきます。 いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。
99～100	17 県民理解の増進	「学校における教育」について、次のように条文に定める。 ①県は、学校設置者等と連携し、学校において児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防止するための教育その他必要な施策を講ずる。 ②県は犯罪被害者等が児童または生徒であるときは、当該犯罪被害者等の状況に応じて十分に配慮しなければならない。	いただいたご意見を尊重して、「学校における教育」を条例に定める方向で検討していきます。
101～102	18 民間支援団体に対する支援	民間支援団体に属する支援者に対する援助も必要なため、「県は、犯罪被害者等支援における民間支援団体に所属する者の安全を確保し、支援活動によって心身に疾病又は傷病等を生じた場合の支援及び補償等の施策を講ずる。」を追加する。	条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討していきます。 いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。
103～105	19 支援に従事する人材の養成	人材育成においても市町村支援は必要なため、「県は、犯罪被害者等が適切かつ十分な支援を受けることができるよう、県及び市町村の職員、関係機関・団体等に所属する者及びその他の関係する者に対し、支援の必要性についての意識を高め、支援に必要なスキルを身につけるための研修及びその他必要な施策を講ずる。」と変更する。	条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討していきます。 いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。
106	20 支援推進体制等	(1)の「体制を整備」には、県外の都道府県や市町村も含むのか。	必要に応じて他の都道府県・市町村とも連携を図ってまいります。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方
107	20 支援推進体制等	(2)の「重大な事案」には、県民でない者（県外に住所があり、通勤や通学、旅行等のために一時滞在地が長野県である場合）に発生した犯罪被害も含まれるか。	「重大な事案」に限らず、「犯罪被害者等」の範囲は、「犯罪等」により害を被った者等を指し、県外に住所があり、通勤等のため県内に滞在している時に犯罪被害に遭われた方も含まれるものと考えます。 必要に応じて他の都道府県・市町村とも連携を図ってまいります。
108～109	20 支援推進体制等	被害直後からの迅速な支援と状況に応じた柔軟な役割分担のため、「県は、他の地方公共団体、関係機関・団体等及びその他の関係する者と連携・協力して、犯罪被害者等がどの機関又は団体を起点としても、直面しているさまざまな困難の解決のために必要な支援を受けられるよう、総合的な支援体制を整備する。また、整備にあたっては犯罪被害者支援コーディネート機能を担うものとする。」を追加する。	基本理念(4)で「犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下で行われなければならない。」としており、関係機関同士の連携・協力を前提として、県が体制を整備することを定めているため、ご指摘の趣旨も含むものと考えております。
110	20 支援推進体制等	支援全体を調整するコーディネーターの配置に関する文言を明記する。	いただいたご意見については、条文及び施策検討の際の参考とさせていただきます。
111	20 支援推進体制等	県がコーディネーターとなり、関係機関と連携し、被害直後の日常生活の支援、途切れることのない被害者支援を実現してほしい。	いただいたご意見については、施策検討の際の参考とさせていただきます。
112	21 支援に関する計画	「支援に関する計画」の項目は「総則」に位置付けてほしい。	いただいたご意見を尊重して、「総則」に位置付ける方向で検討していきます。
113	21 支援に関する計画	「推進計画」ではなく「犯罪被害者等基本計画」としてほしい。	この計画は、犯罪被害者等支援施策を、県が推進するための計画であるため、名称は「推進計画」としています。
114～115	21 支援に関する計画	「(1)知事は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進をはかるため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画を定めなければならない。」としてほしい。	いただいたご意見については、条文検討の際の参考とさせていただきます。
116～117	21 支援に関する計画	「(2)犯罪被害者等基本計画は、次の各事号に掲げる事項について定める。 一 犯罪被害者等の支援に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方針 二 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策 三 前号に挙げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」としてほしい。	いただいたご意見については、条文検討の際の参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方
118～120	21 支援に関する計画	「(3)知事は犯罪被害者等基本計画を定め、または変更しようとするときは、法曹関係者、保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者、関係機関、団体等の代表者、犯罪被害者等の代表者及び犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者から構成される「犯罪被害者等施策推進会議」を設置し、犯罪被害者等及びその他関係者の意見が十分に反映されるように努めなければならない。」としてほしい。	③支援に関する計画(3)で「推進計画の策定に当たっては、県民及び犯罪被害者等の意見を反映するために必要な措置を講じ、推進計画を定めたときは遅滞なく公表する。」としており、意見を反映するための措置について定めていることから、ご指摘の趣旨も含むものと考えております。
121～122	21 支援に関する計画	「(4)知事は犯罪被害者等基本計画を定め又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。」としてほしい。	いただいたご意見を尊重して、「公表しなければならない。」とする方向で検討していきます。
123～124	21 支援に関する計画	「(5)県は、犯罪被害者等基本計画に基づき実施した犯罪被害者等のための施策の実施状況について定期的に公表しなければならない。」としてほしい。	推進計画は定期的に見直す方向で検討を進めています。推進計画を見直す際、施策の実施状況について公表する予定としております。
125	21 支援に関する計画	(1)の『県は「計画」を定める』という記載と「4 県の責務(2)」の『市町村が施策を策定し』の記載が、両方で矛盾していると捉えられるおそれがある。	県の施策実施に当たっては、計画を策定した上で実施していく方向で検討を進めております。 市町村の施策実施の方法等は各市町村に委ねられていることから、「市町村が施策を策定し」としているところです。
126～128	23 財政上の措置	「県は、犯罪被害者等の生活上の支援・再被害防止及び安全の確保・心身の被害からの回復・司法手続き上の支援等を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。」とより具体的な表記に変更する。	犯罪被害者等支援施策の策定、実施に当たり必要な予算の確保について定めた一般的な規定です。
129	23 財政上の措置	市町村が見舞金や支援金を給付する場合、市町村への財政支援の予定があるか。	施策については、別途検討することとしております。
130～131	全体	「検討」を条文に定めることとし、「知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過する毎に、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる。」を追加する。	社会情勢の変化に対応した条例の見直しは重要であると考えており、適時に必要な見直しを行ってまいります。 なお、条例に基づいて策定される推進計画は、定期的に見直しを行う方向で検討を進めております。

番号	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方
132～133	全体	「県民等以外の犯罪被害者等への支援」を条文に定めるとし、「県は、県内で起きた犯罪等により害を被った場合には、その者が住所を有する若しくは居住する地方公共団体と連携・協力して、基本的支援を行うように努める。」を追加する。	「重大な事案」に限らず、「犯罪被害者等」の範囲は、「犯罪等」により害を被った者等を指し、県外に住所があり、通勤等のため県内に滞在している時に犯罪被害に遭われた方も含まれるものと考えます。 なお、必要に応じ犯罪被害者等が居住する地方公共団体等と連携・協力し、支援してまいります。
134	全体	事件化されていない事案の被害者等も、広く支援対象としてほしい。	「犯罪等」に該当すれば、事件化されていなくても支援の対象となると考えます。 被害の内容等に応じ必要な支援を行ってまいります。
135	全体	迷惑防止条例等に関する被害相談等の受け入れ及び必要な支援を行ってほしい。	迷惑防止条例等に関する被害相談等の内容が、「犯罪等」による被害に該当すれば支援の対象となると考えます。 被害の内容等に応じ必要な支援を行ってまいります。
136	全体	条例の名称を、国の「犯罪被害者等基本法」に合わせ、「長野県犯罪被害者等基本条例」とする。	条例は、犯罪被害者等基本法第5条に基づき、本県が行う犯罪被害者等の支援に関して規定するものです。 したがって名称は、条例に規定する内容を踏まえ「支援条例」とする方向で検討を進めます。
137	全体	長野県の地形、自治体の事情を考えた時に、県で制定し、小規模自治体が適用となる等の考慮が必要。	県の責務として、市町村が行う犯罪被害者等支援に関する施策の策定及び実施を支援してまいります。
138	全体	この県の住民でよかったと思えるような制度作りをしてほしい。	いただいたご意見については、施策の検討の際の参考とさせていただきます。
139	全体	骨子案からは、県が先頭に立ち、基本計画を定め、支援体制を整備し、支援を行っていかうとする姿勢を感じとることができず残念に思います。誰が見ても分かるように具体的に条文に示して欲しい。	いただいたご意見については、条文検討の際の参考とさせていただきます。